

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の指定対象地域の拡大について

国は、令和7年12月に「原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の決定について」（平成13年5月 事務次官決定）を改正し、指定の対象となる地域を、UPZ（原発から概ね半径30kmの範囲）を行政区域内に有する市町村に拡大しました。

これに伴い、県は、立地地域の拡大対象となる出雲市及び松江市、安来市、雲南市の4市に係る支援（特例）措置について、令和9年度からの適用をめざし、今年度、国への手続きを始めているところです。

1. 支援（特例）措置の概要

- (1) 国の負担（補助）割合の嵩上げ、地方債の特例措置

詳細はP3のとおり

- (2) 地方税の不均一課税に係る減収補填

詳細はP4のとおり

2. 県及び市の対応（予定）

指定対象地域の拡大を踏まえた立地地域の指定を受け、財政支援等の措置を受けるため、県が法に基づく申出等を実施

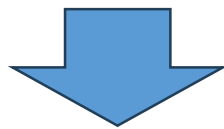
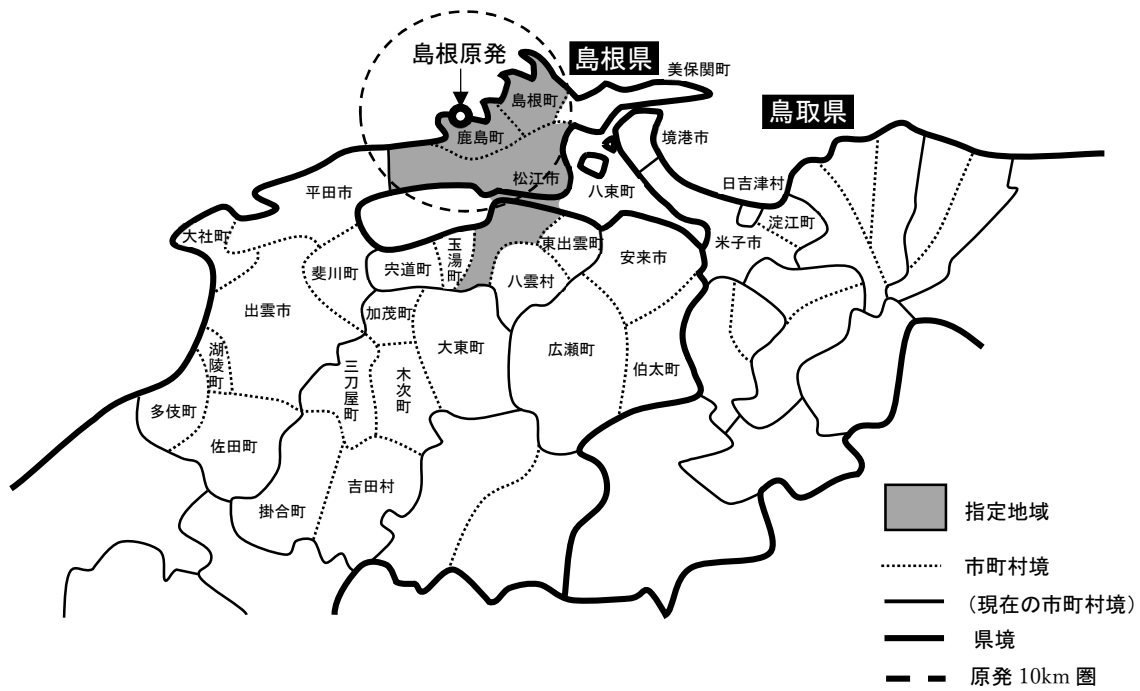
令和8年5月 [県] 立地地域指定に関する関係4市への意見照会

6月 [市] 県へ指定を了解する旨回答済

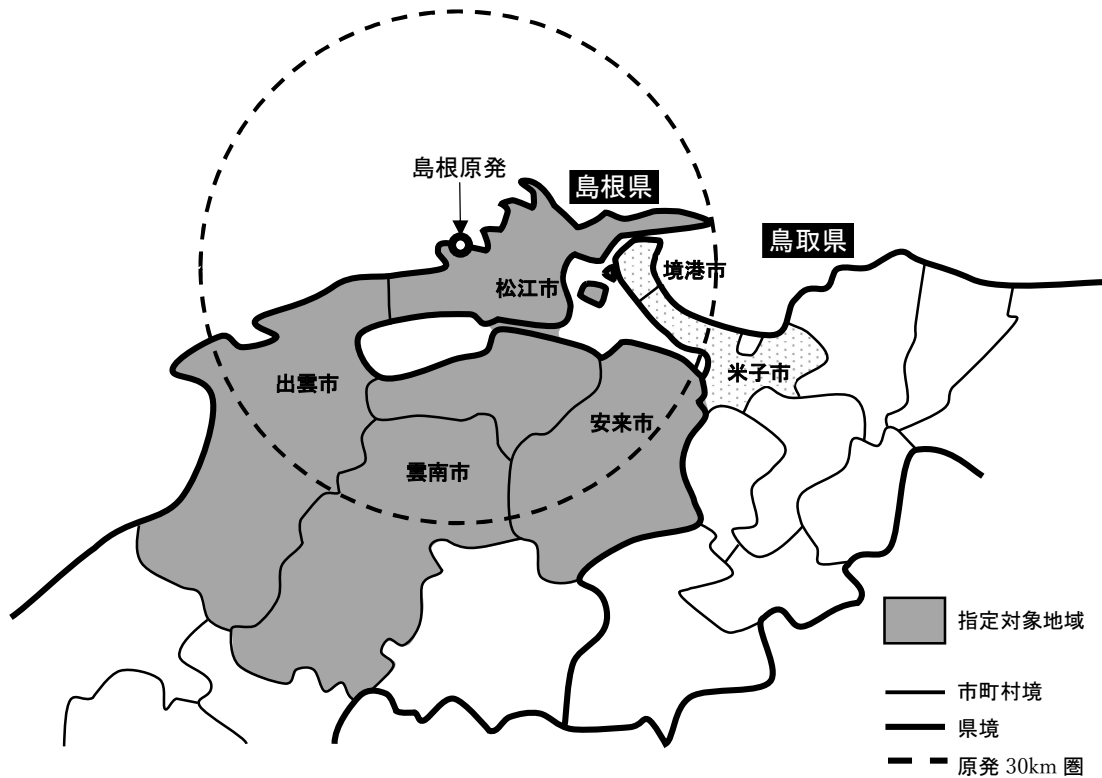
7月 [県] 「島根県原子力発電所等立地地域の指定に係る申出」を
国へ提出

令和8年内目途 [県] 「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」を
国へ提出

【現指定地域】（H13年指定当時の行政区域による）

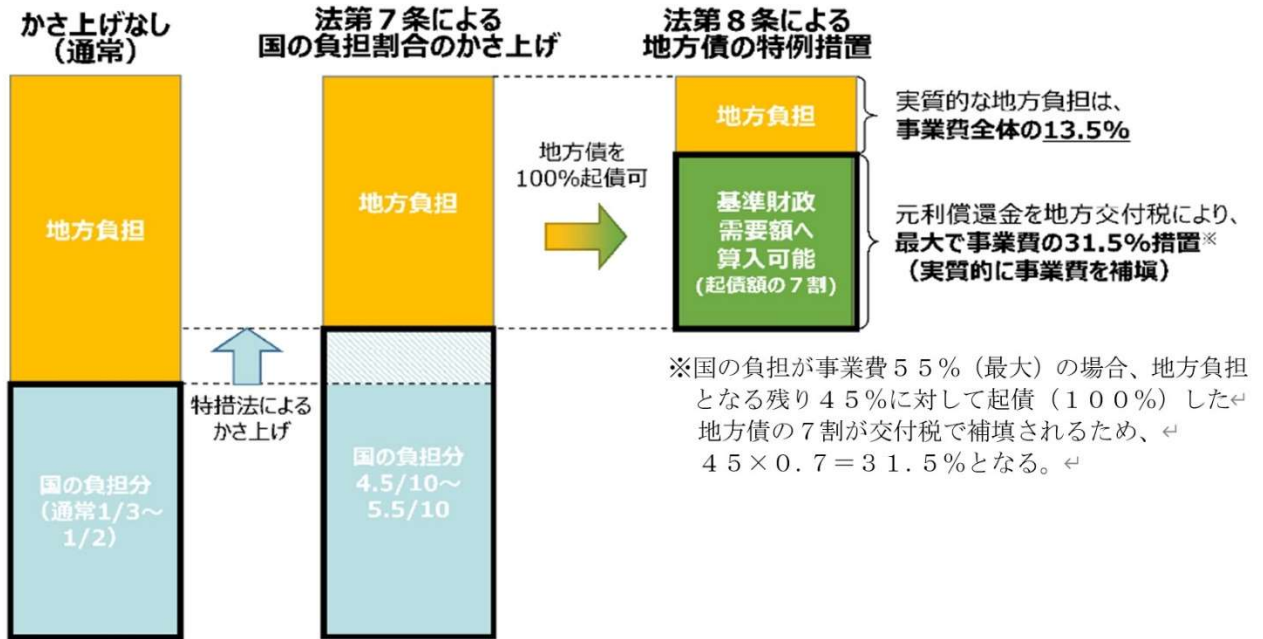


【拡大後】（原発から概ね半径 30km の範囲）



支援（特例）措置の概要

- (1) 国の負担（補助）割合の嵩上げ、地方債の特例措置(法第7条、第8条関係)
 地域の住民生活の安全確保に資することから緊急の整備が必要な事業について、国の負担又は補助の割合の特例を定め、さらに、事業の経費に充当した地方債の元利償還に要する経費を地方交付税の基準財政需要額に算入



特措法別表（第7条関係）

事業の区分	通常の国の負担割合（根拠法）	特措法における国の負担割合
道路（新設、改築）	1/2（道路法）	5.5/10
港湾（建設、改良）	1/2（港湾法）	5.5/10
小規模なもの及び地方港湾	2/5（同上）	4.5/10
漁港（修繕）	1/2（漁港漁場整備法）	5.5/10
義務教育施設（新築、増築、改築）	1/2等（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）	5.5/10
木造以外の校舎補強	1/3（同上）	5/10

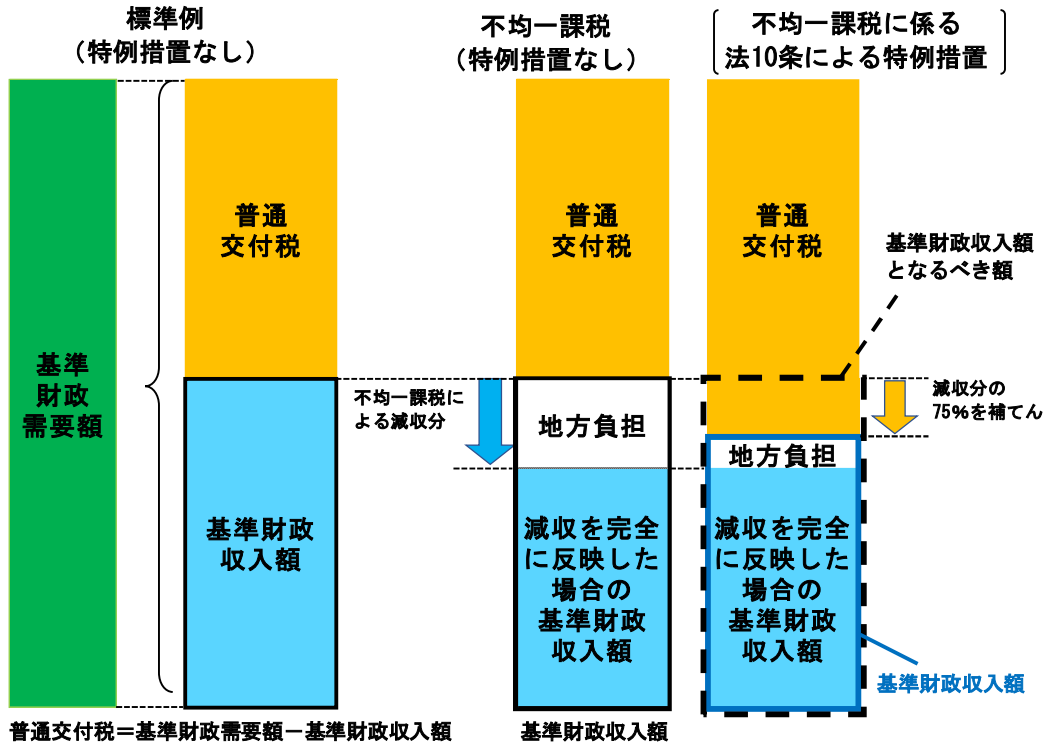
(特例措置の対象となる事業)

区分	概要
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・原発と防災上重要な施設を相互に連絡する基幹的な道路の新設又は改築 ・原発や防災上重要な施設と高速自動車国道又は一般国道を相互に連絡する基幹的な道路の新設又は改築
港湾・漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の発生時における緊急輸送に使用する港湾の建設又は改良工事 ・原子力災害の発生時における緊急輸送に使用する漁港の修築
消防用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の発生又は拡大の防止に資する消防ポンプ自動車等消防施設及び設備、防災行政無線設備 ・救急自動車、救急業務を実施するために必要な器具
義務教育施設	原子力災害の発生時における地域住民の円滑な避難の用に供する施設の新築、増築又は改築、木造以外の校舎の補強

(2) 地方税の不均一課税に係る減収補填（法第10条関係）

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業において、設備を新設・増設した事業者に対し、地方公共団体が固定資産税等の不均一課税（※）を行った場合に、その減収額の一部を普通交付税で補てん（3年間）

不均一課税に係る特例措置のイメージ



※【参考】

不均一課税の対象となる標準的な要件

- ・取得価額 合計額が2,700万円を超えるもの
- ・増加雇用人数 15人を超えるもの（製造業を除く）
- ・減税対象 機械及び装置、家屋、家屋の敷地である土地

不均一課税に係る標準的な固定資産税率の例

標準税率	1.40%
初年度	0.14%（標準税率の1/10）
2年度目	0.35%（標準税率の1/4）
3年度目	0.70%（標準税率の1/2）
4年度目以降	1.50%（出雲市の場合 標準税率+0.1%）

※不均一課税に係る各自治体の条例で定めることとなる。